

平成 2 2 年第 4 回

遠軽町議会定例会会議録（第 3 号）

平成 2 2 年 9 月 2 9 日（水）午前 1 1 時 0 9 分開議

◎本日の会議に付議した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 3 2 議案第 4 号 遠軽町の歳入金の督促、延滞金徴収及び滞納分に関する条例の制定について（総務・文教常任委員会審査報告、会期中審査）
（付託案件）
- 日程第 3 3 議案第 5 号 遠軽町の債権の管理に関する条例の一部改正について（総務・文教常任委員会審査報告、会期中審査）
（付託案件）
- 日程第 3 4 議案第 6 号 遠軽町町税等の滞納に対する制限措置に関する条例の一部改正について（総務・文教常任委員会審査報告、会期中審査）
（付託案件）
- 日程第 3 5 認定第 1 号 平成 2 1 年度遠軽町一般会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員会審査報告、会期中審査）
（付託案件）
- 日程第 3 6 認定第 2 号 平成 2 1 年度遠軽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員会審査報告、会期中審査）
（付託案件）
- 日程第 3 7 認定第 3 号 平成 2 1 年度遠軽町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員会審査報告、会期中審査）
（付託案件）
- 日程第 3 8 認定第 4 号 平成 2 1 年度遠軽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員会審査報告、会期中審査）
（付託案件）
- 日程第 3 9 認定第 5 号 平成 2 1 年度遠軽町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員会審査報告、会期中審査）
（付託案件）
- 日程第 4 0 認定第 6 号 平成 2 1 年度遠軽町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員会審査報告、会期中審査）
（付託案件）
- 日程第 4 1 認定第 7 号 平成 2 1 年度遠軽町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員会審査報告、会期中審査）
（付託案件）
- 日程第 4 2 認定第 8 号 平成 2 1 年度遠軽町公共用地先行取得事業特別会計歳入歳

- (付託案件) 出決算認定について(決算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第43 認定第9号 平成21年度遠軽町水道事業会計決算認定について
(付託案件) (決算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第44 意見案第1号 道路の整備に関する意見書
- 日程第45 意見案第2号 「交通基本法」の理念に基づく鉄道分野への予算配分と政策推進を求める意見書
- 日程第46 意見案第3号 B型肝炎問題の早期全面解決を求める意見書
- 日程第47 常任委員会所管事務調査報告
- 日程第48 常任委員会及び議会運営委員会所管事務調査通知

◎出席議員(18名)

議長	18番	前田篤秀君	17番	浅水輝彦君
	1番	石田通行君	2番	今村則康君
	3番	清野嘉之君	4番	林照雄君
	5番	黒坂貴行君	6番	松田良一君
	7番	岩上孝義君	8番	山田和夫君
	9番	岩澤武征君	10番	杉本信一君
	11番	山谷敬二君	12番	高橋眞千子君
	13番	荒井範明君	14番	阿部君枝君
	15番	奥田稔君	16番	高橋義詔君

◎欠席議員(0名)

◎列席者

町長	佐々木修一君	教育委員会 委員長	富永史朗君
代表監査委員	秋保利勝君	農業委員会 委員長	石丸政雄君

◎説明員

副町長	広井澄夫君	総務部長	高橋義久君
民生部長	磯貝勝幸君	経済部長	高嶋朝雄君
経済部技監	松井雅弘君	総務部参与	佐藤優君
滞納対策室長	藤江敏博君	総務課長	寒河江陽一君
情報管財課長	岩山靖彦君	企画課長	加藤俊之君
財政課長	太田守君	保健福祉課長	岡村宏君

《平成22年9月29日》

住民生活課長	渡 辺 喜代則 君	税 務 課 長	鈴 木 光 男 君
保 育 課 長	安 江 陽一郎 君	農政林務課長	村 本 秀 敏 君
商工観光課長	大河原 忠 宏 君	建 設 課 長	中川原 英 明 君
建 設 課 参 事	山 本 善 宏 君	会 計 管 理 者	松 本 妙 子 君
水 道 課 参 事	岸 野 博 美 君	生田原総合支所長	石 川 弘 美 君
丸瀬布総合支所長	工 藤 敏 広 君	白滝総合支所長	池 田 博 利 君
教 育 課 長	河 原 英 男 君	教 育 部 長	橋 本 健 一 君
総 務 課 長	松 橋 行 雄 君	社会教育課長	中 村 哲 男 君
社会体育課長	工 藤 重 雄 君	図 書 館 長	佐 川 哲 史 君
総 務 課 参 事	藤 本 陽 一 君	監査委員事務局長	吉 田 博 之 君
農業委員会事務局長	森 田 英 俊 君	選挙管理委員会事務局長	吉 田 博 之 君

◎議会議務局職員出席者

事 務 局 長	伯 谷 正 明 君	庶務・議事担当主任	小 玉 美 紀 子 君
事 務 局 主 幹	伊 藤 雅 彦 君	庶務・議事担当主任	梶 田 淳 一 君

◎開議宣告

○議長（前田篤秀君） ただいまの出席議員は18人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（前田篤秀君） 本日の会議録署名議員には、会議規則第118条の規定により、林議員、阿部議員を指名いたします。

◎日程の追加について

○議長（前田篤秀君） お諮りいたします。

お手元に配付いたしました議事日程追加表のとおり、議案が提出されております。

これを日程に追加し、議題としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、議事日程追加表のとおり日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

◎日程第32 議案第4号から日程第34 議案第6号まで

○議長（前田篤秀君） 日程第32 議案第4号遠軽町の歳入金の督促、延滞金徴収及び滞納処分に関する条例の制定について、日程第33 議案第5号遠軽町の債権の管理に関する条例の一部改正について、日程第34 議案第6号遠軽町町税等の滞納に対する制限措置に関する条例の一部改正についてを一括議題といたします。

平成22年第4回定例会において付託いたしました総務・文教常任委員会から審査報告書が提出されておりますので、委員長の報告を求めます。

高橋眞千子総務・文教常任委員長。

○総務・文教常任委員長（高橋眞千子君） 総務・文教常任委員会付託案件にかかわる委員長報告をさせていただきます。

平成22年第4回遠軽町議会定例会におきまして、総務・文教常任委員会に付託されました議案につきまして、審査結果を御報告いたします。

初めに、議案第4号遠軽町の歳入金の督促、延滞金徴収及び滞納処分に関する条例の制定についてを報告いたします。

本条例の制定につきましては、地方自治法に規定する滞納処分を行うことができる町の歳入金について、関係条例との整合を図るとともに、滞納処分の手続等を規定するため必要な事項を定めるものでございます。

本委員会といたしましては、委員会審査を平成22年9月24日に行い、全会一致をもって、原案のとおり可とすることに決定したものであります。

次に、議案第5号遠軽町の債権の管理に関する条例の一部改正についてを御報告いたします。

本条例の一部改正につきましては、遠軽町の歳入金の督促、延滞金徴収及び滞納処分に関する条例との整合を図るため必要な事項を定めるものです。

本委員会といたしましては、委員会審査を平成22年9月24日に行い、全会一致をもって原案のとおり可とすることに決定したものであります。

次に、議案第6号遠軽町町税等の滞納に対する制限措置に関する条例の一部改正についてを御報告いたします。

本条例の一部改正につきましては、遠軽町の歳入金の督促、延滞金徴収及び滞納処分に関する条例との整合を図るため必要な事項を定めるものであります。

本委員会といたしましては、委員会審査を平成22年9月24日に行い、全会一致をもって原案のとおり可とすることに決定したものでございます。

議員各位におかれましては、御賛同を賜りますようお願いいたします。

○議長（前田篤秀君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑は、上程の順により行います。

これより、議案第4号遠軽町の歳入金の督促、延滞金徴収及び滞納処分に関する条例の制定についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第4号の質疑を終わります。

次に、議案第5号遠軽町の債権の管理に関する条例の一部改正についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第5号の質疑を終わります。

次に、議案第6号遠軽町町税等の滞納に対する制限措置に関する条例の一部改正についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第6号の質疑を終わります。

以上で質疑を終わります。

これより、一括上程いたしました議案3件を採決いたします。

採決は上程の順より、各案件ごとに行います。

これより、議案第4号遠軽町の歳入金の督促、延滞金徴収及び滞納処分に関する条例の

制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可とするものです。

本案は、討論を省略し、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第5号遠軽町の債権の管理に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可とするものです。

本案は、討論を省略し、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号遠軽町町税等の滞納に対する制限措置に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可とするものです。

本案は、討論を省略し、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第35 認定第1号から日程第43 認定第9号まで

○議長(前田篤秀君) 日程第35 認定第1号平成21年度遠軽町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第36 認定第2号平成21年度遠軽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第37 認定第3号平成21年度遠軽町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、日程第38 認定第4号平成21年度遠軽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第39 認定第5号平成21年度遠軽町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第40 認定第6号平成21年度遠軽町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第41 認定第7号平成21年度遠軽町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第42 認定第8号平成21年度遠軽町公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第43 認定第9号平成21年度遠軽町水道事業会計決算認定についてを一括議題といたします。

付託いたしました決算審査特別委員会から、審査報告書が提出されております。

決算認定9件について、委員長の報告を求めます。

山谷決算審査特別委員長。

○決算審査特別委員長(山谷敬二君) 平成21年度遠軽町一般会計歳入歳出決算認定及

《平成22年9月29日》

び各特別会計歳入歳出決算認定について、審査の結果を報告いたします。

平成22年度第4回遠軽町議会定例会におきまして、本委員会に付託されました認定第1号平成21年度遠軽町一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第9号平成21年度遠軽町水道事業会計決算認定についてまでの9件につきましては、議長及び議員選出の監査委員を除く全議員による決算審査特別委員会を、9月21日に設置し、議会会期中の9月27日、28日及び29日までの4日間にわたり、決算審査を実施したところでございます。

決算審査期間中、理事者におかれましては、資料提供や担当職員の説明などに御協力をいただき、決算審査を効率的に進めることができましたことに対し、厚くお礼を申し上げます。

平成21年度の各会計歳入歳出決算認定9件につきましては、審査の結果、審査報告書のとおり指摘事項の意見を付して認定することに決定しております。

それでは、各会計決算審査の結果について報告いたします。

初めに、認定第1号平成21年度遠軽町一般会計歳入歳出決算認定について御報告いたします。

1点目の町税については、収入未済額が1億4,583万7,000円で、前年度の収入未済額1億2,873万3,000円と比較して、1,710万4,000円の13.3%増となっている。また、収納率は93.3%で、前年度と比較して0.9ポイントの減となっている。このため、税負担の公平を期する観点から滞納繰越額の解消に努め、より一層収納率の向上に努めるべきであります。

2点目の収入外収入については、土木使用料を初め衛生手数料などの税外収入の調停額4億7,017万1,000円に対し、収入未済額1,521万9,000円で、未収率が3.2%となっています。

使用料及び手数料は特定の利用者のみが受益し負担をするものなので、今後徴収業務に最大限努力し、収入未済額の解消に努めるべきであります。

次に、認定第2号平成21年度遠軽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について御報告いたします。

国民健康保険税については、収入未済額が1億3,100万3,000円となっており、前年度の収入未済額1億3,387万6,000円と比較して287万3,000円減少しております。

また、収納率は78.1%となっており、前年度より1.2ポイントの改善が見られます。未収納努力が認められますが、今後も滞納整理対策本部の機能を十分に生かし国保財政の健全化に向けて、引き続き徴収率の向上に努めるべきであります。

次に、認定第7号平成21年度遠軽町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について報告いたします。

公共下水道使用料は、調定額2億9,168万6,000円に対し、収納率96.6%で

前年度と比較して0.2ポイント減となっており、収入未済額991万2,000円（536件）となっているところから、より一層の収納対策に努めるべきであります。

次に、認定第9号平成21年度遠軽町水道事業会計決算認定について報告いたします。

水道料金の収入未済額は、1,738万3,000円（1,019件）で前年度の収入未済額1,820万6,000円、1,028件と比較して82万3,000円、4.5%の減少となっているが、今後もより一層の収納率の向上に努めるべきであります。

以上、文書報告等いたしました。2点ほど申し添えたいと思います。

奨学資金貸付基金について申し上げます。

奨学資金貸付金の未償還額については増加の傾向にあるため、滞納額の解消に努める必要があります。特に、長期にわたる滞納も見受けられることから、その早期解消に努めるべきであります。

次に、公共施設の利活用について申し上げます。

公共施設の見直しについては行政改革の取り組みを通じ、町内の施設の見直しが一定程度図られた経緯はありますが、太陽の丘えんがる公園の文化研修館については、年間の利用実績も著しく低い状況となっております。このため太陽の丘えんがる公園全体における観光振興の一環として、施設の利活用を図るよう抜本的な見直しに努めるべきであります。

なお、細かい指摘事項につきましては、直接担当職員に申し上げておりますので、今後の予算編成、行政執行等に十分反映されますよう期待するところであります。

以上で、平成21年度遠軽町議会決算審査特別委員会の委員長報告を終わります。

○議長（前田篤秀君） 委員長への質疑は行わないことになっております。

これより、一括上程した9件を採決いたします。

採決は、認定第1号平成21年度遠軽町一般会計歳入歳出決算認定についてから、認定第9号平成21年度遠軽町水道事業会計決算認定についてまで、決算認定9件を一括採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定であります。

本案は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

◎日程第44 意見案第1号

○議長（前田篤秀君） 日程第44 意見案第1号道路の整備に関する意見書についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

石田議員。

《平成22年9月29日》

○1番（石田道行君） ー登壇ー

道路の整備に関する意見書について、その概要を申し上げ提案をいたしたいと思いません。

北海道は、全国の22%を占める広大な面積に179の市町村からなる広域分散型社会を形成し、道民の移動や物資の輸送の大半を自動車交通に依存している状況でございます。道路は道民生活と経済、社会活動を支える重要な社会基盤であります。冬期の厳しい気象条件に加え多発する交通事故、自然災害時の交通障害や更新時期を迎え老朽化する道路施設など、道路を取り巻く課題は多いのでございます。

また、国土の根幹をなす高規格幹線道路から住民に最も密接した市町村道に至る道路網の整備は、道民が強く要望しているところでございます。全国に比べて大きく立ち後れている高規格幹線道路ネットワークの形成は、圏域間の交流・連携の強化による地域経済の活性化、道民の命にかかわる緊急輸送や災害対応といった安全で安心な生活を確保する上での重要な課題でございます。

こうした中、地方財政は全国的な景気の後退とともに、税収が落ち込むなど、さらに厳しさを増しており、今後は国と地方の適切な役割分担のもと、道路整備に必要な予算を確保するとともに、国が制度を見直す際には、地方の自主性・裁量性を重視した地方にとって自由度の高い制度とすることが重要でございます。

よって、国においては、このような状況を踏まえ、次の事項を実現するよう強く要望するものでございます。

1、高規格幹線道路ネットワークの早期形成を図るため、整備中区間の早期供用を図るとともに、抜本的見直し区間の未着手区間や基本計画区間などについて早期の事業化を図ることから、6の地方の財政負担の軽減に資する地方道路整備臨時貸付金制度の維持・拡充を図ることまでを提出するものでございます。

議員各位の御賛同をよろしくお願いを申し上げます。

○議長（前田篤秀君） これより、提出者に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、質疑を終わります。

これより、意見案第1号道路の整備に関する意見書についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

直ちに、意見書を国会並びに関係省庁に送付いたします。

◎日程第45 意見案第2号

○議長（前田篤秀君） 日程第45 意見案第2号「交通基本法」の理念に基づく鉄道分

野への予算配分と政策推進を求める意見書についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

高橋眞千子議員。

○12番（高橋眞千子君） ー登壇ー

「交通基本法」の理念に基づく鉄道分野への予算配分と政策推進を求める意見書について、読み上げて提案させていただきます。

政府は本年3月30日に「交通基本法の制定と関連施策の充実に向けて中間整理」を発表いたしました。この理念から見て、環境問題やまちづくり政策など、持続可能な交通、社会づくりに資する鉄道分野の充実、発展は、21世紀に求められる国家的な重要政策であると考えます。

一方、4月27日の行政刷新会議ワーキンググループの事業仕分け第2弾では、鉄道建設・運輸施設整備支援機構の特例業務勘定の利益剰余金、平成20年度末で約1兆3,500億円を国庫返納することが決められました。交通基本法の理念と、当該勘定の資金が国鉄改革や整備新幹線の敷設の経過で生じてきた事実にかんがみれば、この資金は単に国庫返納するのではなく、いまだ達成されていない国鉄改革の目標であるJR北海道を初めとする三島会社、三島会社とは、北海道、四国、九州旅客鉄道株式会社の三つのことを言います。及びJR貨物の経営自立や経営基盤の強化への助成や整備新幹線の建設、少子高齢化や過疎化など厳しさの増す並行在来線の維持に関連する施策等に有効に活用すべきものと考えます。

よって、政府は、制定へ検討を進める交通基本法の理念に基づき、平成23年度予算編成において、持続可能な交通の形成に向け、次の事項を実施されるよう強く要望するものです。

記。一つ、高速道路料金の割引や無料化施策に起因したJRやバス等の公共交通機関の減収に対する助成措置を講じること。

二つ、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の特例業務勘定の利益剰余金については、国庫に返納させることなく、JR北海道を初めとする三島会社及びJR貨物の経営支援策の恒久化を含む助成策の実施、整備新幹線の計画的な建設推進、及び並行在来線の安定経営による貨物鉄道ルートと地域交通の維持のための対策等、地方路線の維持・活性化に向けた助成策を実施できるようにすること。

以上でございます。

提出先は、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣であります。

議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（前田篤秀君） これより、提出者に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、質疑を終わります。

これより、意見案第2号「交通基本法」の理念に基づく鉄道分野への予算配分と政策推

《平成22年9月29日》

進を求める意見書についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

直ちに、意見書を関係省庁に送付いたします。

◎日程第46 意見案第3号

○議長(前田篤秀君) 日程第46 意見案第3号B型肝炎問題の早期全面解決を求める意見書についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

山谷議員。

○11番(山谷敬二君) ー登壇ー

B型肝炎問題の早期全面解決を求める意見書について、若干の補足と読み上げて提案をいたします。

この問題につきましては、本町の報道にもあったところでございます。全国のB型肝炎ウイルスの患者は7万人、感染者は約140万人とも言われております。国家賠償訴訟という形で全国で裁判が行われており、原告の中には亡くなった人や余命わずかな人もおります。一日も早い救済が求められているところであります。

平成18年6月の最高裁判所は、道内のB型肝炎患者の方々が、B型肝炎ウイルスに感染した原因が、注射針・筒を連続使用した集団予防接種にあるとして国の損害賠償を求めた裁判において国の責任を認めております。

その後、道内の多くのB型肝炎患者の方々が国に対し損害賠償を求め提訴していた裁判所において、本年3月札幌地方裁判所は和解勧告を行い、国は勧告を受け入れ和解協議に応じる方針を決定しています。

よって、国においては、解決策を示し、早期全面解決に向けた誠実な協議を開始するよう強く要望するものであります。

一つとして、国は無症候性キャリアを含むB型肝炎訴訟を全面的に解決するため、一日も早い和解を実現させること。

二つとして、肝炎患者にとって経済的負担の心配のない医療費助成制度の整備を進めること。

三つとして、肝炎患者に対する差別・偏見をなくすため正しい知識の啓発活動を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出するものですが、議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長(前田篤秀君) これより、提出者に対する質疑を行います。

《平成22年9月29日》

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) これをもって、質疑を終わります。

これより、意見案第3号B型肝炎問題の早期全面解決を求める意見書についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

直ちに、意見書を国会並びに関係省庁に送付いたします。

◎日程第47 常任委員会所管事務調査報告

○議長(前田篤秀君) 日程第47 常任委員会所管事務調査報告を行います。

各常任委員長の報告を求めます。

初めに、総務・文教常任委員長の報告を求めます。

高橋眞千子総務・文教常任委員長。

○総務・文教常任委員長(高橋眞千子君) —登壇—

平成21年第8回町議会において承認を得ました所管事務調査につきましては、皆様にお手元にお配りいたしました総務・文教常任委員会所管事務調査報告書のとおりでございます。全部読み上げますと時間がかかりますので、主なところを皆様に御報告させていただきたいと思っております。

まず、条例に関する事項、大きくは八つについて調査をしております。条例に関する事項におきまして、今まで総務常任委員会でもずっと繰り返してこの条例制定については報告をさせていただいているところでございますが、5番目の町の木、町の花につきましては、合併後の新町において新たに定めるとしておりますので、早急に制定を目指すべきではないかと思っております。

また、2番目の財政管理に関する事項についてでございますが、未利用財産等の処分・管理につきましては、調査の中で各支所の財産を見せていただいております。事務機などたくさんまだ使われないまま各支所に置かれておりましたので、そういったものが本所などで使えるものがあれば使うなどの、備品などの部分につきましては使っていただければという要望を出しております。また、老朽施設などにつきましては、今回多くの町営住宅などが日新団地、改良住宅の解体7棟34戸、また向遠軽団地の4棟16戸、山の手団地の2棟8戸などの解体が進んでおりますが、いまだにまだ古い建物がそのまま残っておりますので、早急に取り壊しなどをして危険をなくしていただきたいということを載せております。

大きく三つ目の、行財政に関する事項でございますが、まだ遠軽町の財政は厳しいものがございます。実質公債比率、そして将来負担率などが、これ以上負債をふやさないう

《平成22年9月29日》

にということ載せてありますので、皆さんのお目に通していただければと思っております。

事務執行に関する事項につきましては、先ほども決算特別委員長から御報告ありましたように、町税や使用料の滞納繰越につきましては、滞納額の解消に努めるべきであるということ載せております。税や使用料の滞納対策室もできましたことから、次年度に向けてはよりよい解消になっているかなと思っておりますけれども、そこらを含めて今回もう一度調査をしていきたいと思っております。

5番目の学校教育に関する事項でございますが、学校の給食費の事務については、何カ所かの学校の中から給食費の徴収については、口座引き落としをしていただきたい旨の指摘がございましたので、このように報告させていただいておりますし、次回もこの件についてはもう一度調査をしていきたいと思っております。

また、小中学校の安全対策についてでございますが、社会環境を反映して、いじめや、また携帯電話などによる不穏な事件が全国で発生してきますことから、児童生徒が安心して通学できるよう対策を講じるよう、私たち議員も含めて、この小中学生の安全対策については対策を講じていただきたい、そのように思っております。

また、遠軽小学校の校舎の施設の利活用についてでございますが、遊休施設とさせないためにも、早急に利活用について具体的検討を進めていただきたい、このように思っております。

文化センターにつきましては、今、遠軽町で9月の広報で公募をしておりますが、遠軽町文化センター等を考える会を今立ち上げようとしておりますので、これらを見ながら町民の合意形成に努めて、文化センターをどうするかを早急に進めていきたい。町長は、来年の10月末までということでございますので、私たちもその推移を見届けていきたいと思っております。

そのほか、その他に関する事項で、(3)の生活交通路線の総合的な見直しについてでございます。町村合併により行政区域の拡大や高齢化社会に対応するため、小規模集落と市街地を結ぶ町営バスの運行や都市間バスの路線維持が強く求められておりますので、交通弱者対策として早急に全町の生活交通路線確保に努めるべきでございます。

皆さんの手元にあります報告書に、まだまだ書いてありますけれども、一応今回の委員長報告として、以上を申し上げて総務・文教常任委員会の報告とさせていただきます。

○議長（前田篤秀君） 次に、民生常任委員長の報告を求めます。

山谷民生常任委員長。

○民生常任委員長（山谷敬二君） ー登壇ー

平成21年度民生常任委員会の所管事務調査につきましては、別紙報告書のとおりですが、その概要について報告いたします。

まず、1の社会福祉費に関する事項について申し上げます

(1)については、核家族化や老人世帯等が増加する中、高齢者をはじめ障害者・

児童の各分野において、関係機関・団体等との連携を深めながら、地域福祉の向上に努めるべきであります。

(2) の障害者が安心して暮らすことのできる地域社会の実現のためには、各種サービスの計画的な整備、就労支援の強化、地域生活への移行の推進など努力すべきであります。

(3) の特別養護老人ホーム等については、今後も高齢化が進むことが予想されることから、老朽化している施設の整備について関係団体と十分に協議しながら将来の計画を検討すべきであります。

次に、2の保健衛生に関する事項について申し上げます。

(1) の保健事業については、メタボリックシンドロームなどの特定健康診査・特定保健指導が行われ、生活習慣病の予防、介護予防等、生活機能の維持を図る上で重要なことから、各種健診事業の推進に努めるべきであります。

(2) の介護保険制度については、今後もさらなる高齢化を迎える中で、だれもが健康・医療、福祉等のサービスを受けられ、サービスの低下を招くことがないように十分に留意した上で、事業を推進すべきであります。

また、今後認知症高齢者やひとり暮らしの高齢者の増加が予想されることから、地域で生活できる基盤整備を検討すべきであります。

(3) の安心して暮らせるまちづくりについては、地域医療体制の充実と維持・確保が重要であります。町として将来を見据えたあり方を地域住民の理解を得ながら検討を進めていくべきであります。

3の環境衛生に関する事項について申し上げます。

(1) の旭野一般廃棄物最終処分場については、供用開始より残余年数は限られており、住民に理解を求め、排出される一般廃棄物の適正なごみ処理と排出量の抑制に努めるべきであります。また、今後廃棄物処理全般にわたり見直しを行い、施設整備等を早急に進めるべきであります。

(2) の個別排水処理施設整備事業については、白滝及び丸瀬布地域の補助制度は時限措置で終了いたしました。排水設備事業の展開を進めるべきであります。

また、未整備地区の公共下水道区域外である瀬戸瀬・社名淵など及び生田原・安国地域についても水質保全や環境衛生等の観点から、効率的な下水処理対策に取り組むべきであります。

次に、4の住民生活に関する事項について申し上げます。

(1) の生活道路における交通安全対策の推進については、関係機関と連携し安全で安心な道路空間を創出するための取り組みを推進し、交通事故抑止のための対策を実施すべきであります。

(2) の通学路等における歩道整備等については、児童や幼児の通行の安全を確保するため積極的に推進すべきであります。特に、遠軽小学校・南小学校の通学路については早

急に整備すべきであります。

5の町税等に関する事項について申し上げます。

町税等の収納は収入の確保とあわせて、納税者の負担の公平を期する観点からも極めて重要であります。収納率向上のため積極的な徴収対策を講じるべきであります。

以上、主な内容を申し上げ、民生常任委員会の報告といたします。

○議長（前田篤秀君） 次に、経済常任委員長の報告を求めます。

杉本経済常任委員長。

○経済常任委員長（杉本信一君） ー登壇ー

経済常任委員会の所管事務調査報告をさせていただきます。

調査報告に関しましては、お手元の資料のとおりでございますけれども、かいつまんで重点的な項目を御報告させていただきます。

農業及び林業に関する事項に関しましては、口蹄疫に関しては終息宣言が出されたところでもありますけれども、さきに行政のほうから御報告がありましたように10月いっぱいまで対策を講じていくということでもあります。

また、今後もどのような奇病が出てくるかわからない状況の中で、行政としても関係機関と手を組み、より安心安全な食材を提供するための対策を講じるべきであるというふうに考えております。

また、林業に関しましては、最近マスコミ等でも取り上げられておりますように、20年後30年後を見据えると、水資源と水ビジネスということが盛んに取り上げられております。広大な森林を保有する北海道、我が町にとりましても、このことは特出すべきことであるというふうに考える。また、そこにおける雇用創出ということも期待されます。今後とも積極的に取り組んでいただけるように考えているところであります。

2番目の商工業、観光に関する事項に関しましては、平成22年6月7日付けで遠軽商工会議所から要望書が提出されております。このことに関しましては関係団体とよく協議をしながら、景気低迷による商工業の活性化を講ずるとともに、町として事業の推進に取り組むべきであると考えます。

また、このように経済状況の中、地方が疲弊していく中、行政として積極的に商工業にかかわる政策を提言をしていただくことを望むものであります。

最後に、その他の部分に書かせていただいておりますけれども、農業振興並びに地域経済活性化のために、北東アジア経済圏を見据え、農産物の輸出、北東アジア圏の観光客誘致に向けて、関係機関と連携を図り、積極的に取り組むべきというふうに考えております。

最近、中国との関係もちよっと冷却化しているところではありますけれども、交流人口拡大という観点からも、また農業振興という観点、双方を見据えた中で行政として関係機関と連携をとり積極的に進めてほしいと望むものであります。

以上、簡単ではございますけれども、経済常任委員会の所管事務調査報告とさせていただきます。

《平成22年9月29日》

だきます。

○議長（前田篤秀君） 以上をもって、各常任委員長の報告を終わります。

◎日程第４８ 常任委員会及び議会運営委員会所管事務調査通知

○議長（前田篤秀君） 日程第４８ 常任委員会及び議会運営委員会所管事務調査通知についてを行います。

閉会中における各委員会の所管事務調査について、会議規則第７３条第１項及び第２項並びに第７５条の規定より、お手元に配付のとおり各委員長から申し出があります。

お諮りいたします。

本件について、各常任委員長及び議会運営委員長の申し出のとおりに承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本件については、各委員長の申し出のとおり決定することにいたしました。

◎閉会宣告

○議長（前田篤秀君） 以上をもって、本定例会に付議されました議案の審議は、すべて終了いたしました。

これをもって、平成２２年第４回遠軽町議会定例会を閉会いたします。

午前１１時５８分 閉会

《平成２２年９月２９日》

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議	長	前	田	篤	秀	
署	名	議	員	林	照	輝
署	名	議	員	阿部	君	枝